

					事業 年度等			法人名				
法人税額の計算												
恒久的施設 帰属所得に係る 所得の金額に係る 法人税額の計算等	法人税額の計算	中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円 000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	円 000	
			(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(44)	45	000				(12)のうち年800万円相当額を超える金額 (12)－(57)	58	000	
			所得金額 (44)＋(45)	46	000				所得金額 (57)＋(58)	59	000	
		その他の法人等	所得金額 (1)	47	000			その他の法人等	所得金額 (12)	60	000	
		(44)の15%相当額		48				(57)の15%相当額		61		
		(45)の23.4%相当額		49				(58)の23.4%相当額		62		
		法人税額 (48)＋(49)		50				法人税額 (61)＋(62)		63		
		法人税額 ((47) の 23.4% 相当額)		51				法人税額 ((60) の 23.4% 相当額)		64		
		控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「13」)	52				控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「13」)	65		
			外国税額 (別表六の三「15」)	53					その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額 (18)	66		
			計 (52)＋(53)	54						その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった税額 (65)－(66)	67	
			恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (7)	55								
			恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (54)－(55)	56								
この申告が修正申告である場合の計算												
恒久的施設 帰属所得に係る等	法人税額の計算	この申告前金額又は欠損金額		68	円	その他の国内源泉所得に係る等	法人税額の計算	この申告前金額又は欠損金額		71	円	
		この申告前欠損金又は災害損失		69				この申告前欠損金又は災害損失		72		
		この申告前繰り越す欠損金		70				この申告前繰り越す欠損金		73		
		この申告前繰り越す欠損金		70				この申告前繰り越す欠損金		73		
この申告前の法人税額				74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((29)－(74)) 若しくは ((29)＋(75)) 又は ((75)－(33))				76	外 00	
この申告前の還付金額				75	外							

地 方 法 人 税 額 の 計 算													
課 税 標 準 法 人 税 額 (35)				77	円 000	(77) の 4.4 % 相 当 額				78	円		
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算													
この申告前の課税標準法人税額				79	円 000	こ の 申 告 前 の 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額				82	円		
この申告前の確定地方法人税額				80		こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 ((40)－(80))若しくは((40)＋(81)＋(82)) 又は(((81)－(41))＋((82)－(41)の外書))				83	00		
こ の 申 告 前 の 中 間 還 付 額				81									